

# さいたま市介護者カフェ事業

## 補助金交付額は？

令和8年度の交付額は、  
**8万円×事業実施月数（最長12か月）**  
**（千円未満切り捨て）**

- ・予算の範囲内において補助金を交付するため、申請額と交付額が異なる場合があります。
  - ・同一団体への補助は、1年度につき1回とし、通算して3年度を限度としています。
- ※詳細は募集要項をご確認ください。

介護者カフェは、介護をしている方（介護者）や、介護者を支援する方などが集う場所であり、

- ・**介護者が、何もせずにゆつたりと過ごすこと**
- ・**高齢者の介護に伴う悩みや疑問を他の利用者と語り合うこと**
- ・**容易に介護に関する知識を得ること**

などを通して、介護者の心身の負担が軽減されることを目的とする地域の拠点を行います。  
実施事業者を募集し、審査・選定を行います。

## 開設の条件は？

開設場所	①さいたま市内 ②座席10席以上 ③概ね10人程度が一度に利用しても支障がない程度の広さ	利用対象者	・介護者 ・介護者を支援している方 ・介護、介護者支援に関心のある方
開設日	1日以上/週	利用料	原則無料 ※飲食の実費相当額は徴収すること。
開設時間	3時間以上/日	禁止事項	(1) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持しようとする行為。 (2) 特定の政党の利害に関する行為又は選挙に関し特定の候補者を支持しようとする行為。 (3) 事業に関係のない物品の販売、広告、宣伝等の営業行為。
スタッフ	①高齢者の介護の経験があり、介護者に対し、必要な助言等を行うことができる相談スタッフ…1名以上 ②その他必要なスタッフ…必要数		
提供サービス等	①集いの場の提供 ②飲食サービス（アルコール類不可） ※保健所へ届出が必要です。 ③介護に関する情報の提供		

## 補助金の対象経費は？

経費区分	内容等
賃金	補助金の対象となる事業の実施（以下「対象事業実施」という。）に必要な人件費（交付対象者の維持運営に要する恒常的な人件費は対象外とする。）
報償費	補助金の対象となる事業の相談スタッフ等に支払う謝礼等
旅費	対象事業実施に伴う交通費
消耗品費	対象事業実施に必要な消耗品費（食材費を含む。）
印刷製本費	補助金の対象となる事業のパンフレット、ポスター、チラシ等の印刷代金等
光熱水費	対象事業実施に伴う電気、ガス、水道等に要する経費
通信運搬費	対象事業実施に伴う郵便、電信電話及び運搬に要する経費
手数料	対象事業実施に伴い受けた人的サービスに対して支払う経費
保険料	対象事業実施に伴う保険料（ボランティア保険料を含む。）
使用料	対象事業実施に伴う会場使用料、機器借上料等
賃借料	対象事業実施に必要な不可欠であると認められる施設等の借上げに要する経費
備品購入費	対象事業実施に必要であり、かつ、事業の重要な要素となっていると認められる備品に要する経費
その他	対象経費とすることが適当であると市長が認める経費

（問合せ）

さいたま市 福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課 TEL:048-829-1257 FAX:048-829-1981